静岡県告示第254号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定(平成10年静岡県告示第345号)の一部を次のように改正 する。

令和元年9月17日

					静岡県知事 川勝平太			
改正前				改正後				
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域				3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域				
(1)_ 道路				(1) 道路				
路線名	指定する区間	指定する区域			路線名	指定する区間	指定する区域	
		(静岡市、浜					(静岡市、浜	
		松市、沼津					松市、沼津	
		市、熱海市、					市、熱海市、	
		三島市、富士					三島市、富士	
		宮市、富士					宮市、富士	
		市、御殿場					市、御殿場	
		市、袋井市、					市、袋井市、	
		裾野市及び伊					裾野市及び伊	
		豆の国市の区					豆の国市の区	
		域を除く。)					域を除く。)	
(略)				(略)			
高速自	(1) 桃園トン	(略)			高速自	(1) 神奈川県	(略)	
動車国	ネルから長				動車国	境から小山		
道第二	泉町と沼津				道第二	町と御殿場		
東海自	市との境界				東海自	市との境界		
動車道	までの区間				動車道	<u>までの区間</u>		
横浜名	(トンネル				横浜名	<u>及び</u> 桃園ト		
古屋線	の区間を除				古屋線	ンネルから		
(新東	< ₀)				(新東	長泉町と沼		
名高速					名高速	津市との境		
道路)					道路)	界までの区		
						間(トンネ		
						ルの区間を		
						除く。)		
(2) (略)						(2) (略)		
(略)				(略)	I		
県道修	(略)				県道修	(略)		

善寺天	
城湯ケ	
島線	

4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域

(1) 道路

路線名	指定する区間	指定する区域
		(静岡市、浜
		松市、沼津
		市、熱海市、
		三島市、富士
		宮市、富士
		市、御殿場
		市、袋井市、
		裾野市及び伊
		豆の国市の区
		域を除く。)
(略)		
高速自	(1) 桃園トン	(略)
動車国	ネルから長	
道第二	泉町と沼津	
東海自	市との境界	
動車道	までの区間	
横浜名	(トンネル	

善寺天		
城湯ケ		
島線		
小山町	全区間	左記に指定す
道上野		る区間の道路
大御神		<u>から 500 メート</u>
<u>線</u>		ルの等距離線
		の範囲内の地
		<u>域</u>
小山町	<u>県道須走小山</u>	<u>"</u>
道用沢	線との交差点	
大御神	から小山町道	
<u>線</u>	上野大御神線	
	との接続点ま	
	<u>での区間</u>	

4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域

(1) 道路

路線名	指定する区間	指定する区域
		(静岡市、浜
		松市、沼津
		市、熱海市、
		三島市、富士
		宮市、富士
		市、御殿場
		市、袋井市、
		裾野市及び伊
		豆の国市の区
		域を除く。)
(略)		
高速自	(1) 神奈川県	(略)
動車国	境から小山	
道第二	町と御殿場	
東海自	市との境界	
動車道	<u>までの区間</u>	
横浜名	<u>及び</u> 桃園ト	

1 1				1			1 1
	古屋線	の区間を除			古屋線	ンネルから	
	(新東	< 。)			(新東	長泉町と沼	
	名高速				名高速	津市との境	
	道路)				道路)	界までの区	
						間(トンネ	
						ルの区間を	
						除く。)	
	(2) (略)				(2) (略)		
	(略)				(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。